○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令

（設計認定の申請）

第一条　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

（設計認定の申請書に添付すべき書類）

第二条　法第三十条第三項の主務省令で定める書類は、当該申請に係る対象指定製品の設計が資源有効利用・脱炭素化促進設計指針に適合していることを説明した書類とする。

（設計調査の方法）

第三条　法第三十条第五項の調査（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）は、職員二人以上によって行うものとする。

（設計認定の変更の認定等）

第四条　法第三十一条第二項の設計の変更の内容を記載した書類は、様式第二によるものとする。

2　法第三十一条第二項の主務省令で定める書類は、第二条に規定する書類（法第三十条第二項の申請書に添付して提出されたもの又は法第三十一条第二項の設計の変更の内容を記載した書類とともに提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。

（認定資源有効利用・脱炭素化促進製品を製造しなくなった場合の届出）

第五条　認定製品製造事業者等は、認定資源有効利用・脱炭素化促進製品を製造しなくなったときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（指定調査機関への設計調査の申請）

第六条　法第三十三条第三項の申請をしようとする者は、様式第三の申請書に第二条に規定する書類を添付し、又は様式第四の申請書に第四条第二項に規定する書類を添付して、指定調査機関に提出するものとする。

（指定調査機関による設計調査の結果の通知）

第七条　法第三十三条第四項の規定により主務大臣に対して行う通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　設計調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　設計調査の申請に係る対象指定製品の設計
三　設計調査の概要及び結果

（指定調査機関の指定の申請）

第八条　法第三十四条の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　設計調査の業務を行おうとする事務所の所在地
三　設計調査の業務を開始しようとする年月日
四　設計調査の業務の手順

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの
三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で設計調査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
四　申請者が法第三十五条各号の規定に該当しないことを説明した書類
五　次に掲げる事項を記載した書類
イ　申請者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴
ロ　組織及び運営に関する事項
ハ　指定の申請に係る設計調査と類似する業務の実績
ニ　設計調査以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要
ホ　設計調査の業務の実施に関する計画
ヘ　設計調査を行う者の氏名及び経歴
ト　その他参考となる事項

3　指定調査機関は、前項第五号イ、ニ又はヘの事項に変更があった場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（指定調査機関が設計調査を適確に行うために必要な基準）

第九条　法第三十六条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　設計調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。
二　法人にあっては、その役員の構成が設計調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三　設計調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって設計調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四　その指定をすることによって、申請に係る設計調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。